142	39° 57′ 19.1640″	141° 48′ 27.8340″
143	39° 57′ 19.1385″	141° 48′ 28.7368″
144	39° 57′ 19.1484″	141° 48′ 29.3625″
145	39° 57′ 19.1629″	141° 48′ 29.5564″
146	39° 57′ 19.1929″	141° 48′ 29.7792″
147	39° 57′ 19.2618″	141° 48′ 29.8552″
148	39° 57′ 19.3366″	141° 48′ 30.3441″
149	39° 57′ 19.3588″	141° 48′ 30.5894″
150	39° 57′ 19.4205″	141° 48′ 30.8747″
151	39° 57′ 19.4783″	141° 48′ 31.1605″
152	39° 57′ 19.5626″	141° 48′ 31.2470″
153	39° 57′ 19.4816″	141° 48′ 31.2171″
154	39° 57′ 19.3266″	141° 48′ 31.1598″
155	39° 57′ 19.3201″	141° 48′ 31.1574″

○国土交通省告示第五百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下中野の沢二

二　砂防法第二条の土地の表示

岩手県下閉伊郡岩泉町小本の区域内の土地のうち、次の一点から三十一点までを順次結んだ線及び一点と三十一点を令和四年国土交通省告示第千二百二十七号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	39° 50′ 58.6923″	141° 57′ 34.4474″
2	39° 50′ 58.3696″	141° 57′ 34.5846″
3	39° 50′ 57.9849″	141° 57′ 34.7482″
4	39° 50′ 57.9470″	141° 57′ 34.6203″
5	39° 50′ 57.4116″	141° 57′ 34.8660″
6	39° 50′ 56.9455″	141° 57′ 35.0863″
7	39° 50′ 56.5465″	141° 57′ 35.2778″
8	39° 50′ 56.3780″	141° 57′ 35.3587″
9	39° 50′ 56.2764″	141° 57′ 35.4043″
10	39° 50′ 56.1744″	141° 57′ 35.1544″
11	39° 50′ 55.9820″	141° 57′ 34.6777″
12	39° 50′ 55.9380″	141° 57′ 34.6783″
13	39° 50′ 55.9321″	141° 57′ 34.4864″
14	39° 50′ 56.1880″	141° 57′ 34.5087″
15	39° 50′ 56.3417″	141° 57′ 34.5183″
16	39° 50′ 56.4708″	141° 57′ 34.2401″
17	39° 50′ 56.5582″	141° 57′ 34.1400″
18	39° 50′ 56.7080″	141° 57′ 34.3401″
19	39° 50′ 56.8808″	141° 57′ 34.2555″
20	39° 50′ 56.9670″	141° 57′ 34.3466″
21	39° 50′ 57.1858″	141° 57′ 34.1681″
22	39° 50′ 57.2763″	141° 57′ 34.1328″
23	39° 50′ 57.3845″	141° 57′ 34.1324″
24	39° 50′ 57.4213″	141° 57′ 33.9979″
25	39° 50′ 57.5953″	141° 57′ 33.8174″
26	39° 50′ 57.8092″	141° 57′ 33.7961″
27	39° 50′ 57.9373″	141° 57′ 34.0017″
28	39° 50′ 58.0512″	141° 57′ 33.9480″
29	39° 50′ 58.1104″	141° 57′ 33.8052″
30	39° 50′ 58.1994″	141° 57′ 33.7250″
31	39° 50′ 58.3869″	141° 57′ 33.7724″

○岐阜県公安委員会告示第十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

岐阜県公安委員会委員長　林　　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年十月六日まで

○愛知県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

愛知県公安委員会委員長　藤森　利雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年十月六日まで

○三重県公安委員会告示第十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年十月六日まで

○京都府公安委員会告示第百三号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年七月四日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年十月六日まで